

政令第 号

種苗法施行令及び個人情報情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、種苗法の一部を改正する法律（令和八年法律第七十二号）の施行に伴い、及び種苗法（平成十年法律第八十三号）第十五条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（種苗法施行令の一部改正）

第一条 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（出願品種の審査における優先審査をすることができる場合）

第五条 法第十五条の二の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 品種登録出願（法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願をいう。以下この条において同じ。）に係る出願品種（法第三条第二項に規定する出願品種をいう。）を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるとき。

二 品種登録出願が重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第七十一号）

第十条第三項の規定によりされたものであるとき。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に、「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に改める。

附 則

この政令は、種苗法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

理 由

種苗法の一部を改正する法律の施行に伴い、種苗法施行令において出願品種の審査における優先審査をすることができるときを定める等の必要があるからである。